雨水排水管調査業務委託標準仕様書

第１章　総　則

1.1　適用範囲

(1)　本仕様書は、大津市（以下「本市」という。）が管理する雨水排水施設における管渠内ＴＶカメラ調査、目視調査業務（以下「調査業務」という。）に適用する。

(2)　本仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、本市と受託者との協議により決定する。

1.2　成果の所有等

調査業務に伴って得られた資料及び成果は本市の所有とする。また、調査業務の成果等は、本市の承諾なしに公表してはならない。

1.3　用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指示とは、本市の発議により、監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2)　承諾とは、受託者の発議により、受託者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。

(3)　協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で、合議することをいう。

1.4　費用の負担

調査業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.5　法令等の遵守

(1)　受託者は、調査業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例及び規則等を遵守しなければならない。

ア　労働基準法
イ　労働災害補償保険法
ウ　消防法
エ　緊急失業対策法
オ　建設業法
カ　建築基準法
キ　港湾法
ク　毒物及び劇物取締法
ケ　道路法
コ　下水道法
サ　中小企業退職金共済法
シ　道路交通法
ス　河川法
セ　電気事業法
ソ　公害対策基本法
タ　騒音規制法
チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ツ　水質汚濁防止法
テ　酸素欠乏症等防止規則
ト　労働安全衛生法
ナ　振動規制法

ニ　大津市生活環境の保全と増進に関する条例

(2)　使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と、責任のもとで行わなければならない。

(3)　適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。

1.6　提出書類

(1)　受託者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査業務に着手しなければならない。なお、ア～ウの様式は大津市企業局ホームページに掲載されているものを用いること。エ、オは任意の様式とする。

ア　着手届

イ　工程表

ウ　管理技術者及び主任技術者届（必要な資格者証の写し、経歴書、及び受託者との直接的な雇用関係を確認できるもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、給与台帳の写し等）を添付のこと）

エ　職務分担表

オ　調査計画書（緊急連絡届、酸素欠乏危険作業主任者届を含むもの（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと））

~~カ　道路使用許可書の写し~~

(2)　提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、ただちに変更届を提出しなければならない。

(3)　受託者は、現場作業を実施する期間中は、毎日、当日の調査実施箇所及び翌日の調査予定箇所を監督職員に報告しなければならない。また、月末に調査出来高報告書（任意様式）及び土砂等発生量（任意様式）を監督職員に提出しなければならない。

(4)　調査業務が完了したときは、すみやかに次の書類を提出しなければならない。

ア　完了届（検査書）

イ　完了図書一式（調査報告書（別添「調査報告書記載要領」による）、記録写真）

(5)　後述の検査に合格したときは、すみやかに次の書類を提出しなければならない。

ア　目的物引渡書

イ　請求書

(6)　前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出しなければならない。

1.7　管理技術者及び技術者

(1)　受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、調査の技術及び経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)　管理技術者は、技術士（総合技術監理部門＜下水道＞、または上下水道部門＜下水道＞）とし業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3)　主任技術者は、調査現場に常駐しなければならない。

1.8　現場体制

(1)　管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させなければならない。

(2)　受託者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置しなければならない。

1.9　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.10　地先住民等との協調

~~(1)　受託者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。なお、個人の敷地内に立入る場合は、必ず事前に承諾を受けなければならない。~~

~~(2)　管理技術者、主任技術者及び現地作業する者は、現地調査時に本市発行の下水道作業従事者証を所持しなければならない。また、業務の実施に際し、その求めに応じ、何人にも下水道作業従事者証を提示しなければならない。~~

(3)　受託者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等との交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。

(4)　受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお､使用人等についても､上記の行為の内容について､十分監督指導しなければならない。

(5)　使用人等が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負わなければならない。

1.11　損害賠償及び補償

(1)　受託者は、施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。

(2)　受託者は、調査中において、万一事故が発生し、第三者に損害を与えた場合に備えて、賠償責任保険に加入しなければならない。

1.12　工程管理

(1)　受託者は、提出した工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

(2)　工程に変更が生じた場合は､すみやかに変更工程表を監督職員に提出しなければならない。

(3)　土曜日、日曜日及び祝日に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について監督職員の承諾を得なければならない。

1.13　調査業務の完了

(1)　調査業務を完了し、所定の書類が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

(2)　業務完了後において、目的物に瑕疵が発見された場合、受託者はただちに、完了図書等の修正を行わなければならない。

1.14　検査

(1)　管理技術者は、完了検査に立会わなければならない。

(2)　受託者は、検査のために必要な資料（概要書、日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い提出しなければならない。

1.15　本市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

(1)　受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2)　受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。

また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

(3)　受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1.16　業務実績情報の登録について

受託者は、契約時又は変更時において、受託代金が100万円以上の業務について、業務実績情

報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、「閉庁日」という。）を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.17　従業員の健康状態の確認

(1)　受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、３８度以上の発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

(2)　高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時においては、本市は受託者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

1.18　個人情報の取扱いについて

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書に記載の「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について、調査計画書にて記載するものとする。

第２章　安全管理

2.1　一般事項

(1)　受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。

(2)　調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておかなければならない。

(3)　事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受託者の責任において実施しなければならない。

2.2　安全教育

(1)　受託者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図らなければならない。

(2)　受託者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行わなければならない。

2.3　労働災害防止

(1)　現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図らなければならない。

(2)　マンホール、管渠などに出入りし、またはこれら内部で調査を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備しなければならない。また、低濃度であっても硫化水素が検出された場合は、逐次、監督職員に報告しなければならない。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合はその指示に従わなければならない。

(3)　調査中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるととも

に、監督職員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講じなければならない。
(4)　資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は必ず有資格者をあて、かつ、運転中の諸機械に接触することにより調査に従事する者に危険が生ずるおそれのある箇所には、誘導者を配置しなければならない。

2.4　公衆災害防止

(1)　調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じなければならない。
(2)　調査現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、通行人、車両交通等の安全の確保に努めなければならない。
(3)　調査区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行わなければならない。
(4)　調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示にしたがい、適切に行わなければならない。
(5)　前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出しなければならない。

2.5　作業中の安全確保

近年、局地的な大雨が多発しているため、雨水管渠内水位の急激な上昇等に起因する危険性を十分に認識したうえで、現場特性を事前に把握し、工事中止基準・再開基準及び迅速に退避するための対応等について調査計画書に記載すること。具体的な項目については次のとおりとする。

ア　作業中止基準
イ　作業再開基準
ウ　退避手順
エ　安全器具等の配置
オ　情報収集と伝達方法
カ　資機材の取扱

2.6　その他

(1)　受託者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用してはならない。
(2)　万一事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じなければならない。
(3)　前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに本市に報告しなければならない。

第３章　調査作業

3.1　一般事項

(1)　受託者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告した上で、調査に着手しなければならない。調査の実施時間については監督職員の指示によるものとする。
(2)　調査にあたっては、管口を傷めないようガイドローラーなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。
(3)　調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
(4)　受託者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

(5)　受託者が監督職員の指示に反した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
(6)　調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないよう努めなければならない。万一汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃しなければならない。
(7)　調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めなければならない。
~~(8)　調査終了後は、既存台帳システムとの不整合箇所（本管管径、管種、人孔の種類、人孔間延長(区間延長)）の修正用資料を提出すること。（区間延長の修正については、２m以上を修正対象とする。２m未満の延長不整合は対象となる量が多いので、修正対象外として修正用資料の提出は不要とする。）~~
(9)　調査後の改築管渠情報整理を容易にするために、各調査スパンの「管渠延長」と「区間延長」を併記した調査結果表を提出すること。

3.2　調査

(1)　調査計画書

受託者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出しなければならない。

ア　調査概要

イ　現場組織　①職務分担表
②緊急連絡体制表
③個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制

ウ　調査計画　①使用車輌一覧表（ＴＶカメラ車、高圧洗浄車、給水車等）
②使用器材一覧表（ビデオカメラ装置、有毒ガス検知器等）
③調査方法
④調査箇所
⑤調査順序
⑥実施工程

エ　安全計画　①酸素欠乏・硫化水素危険作業主任届〔酸素欠乏作業主任者技能講習終了証（第２種）の写しを添付〕
②作業実施形態図（保安施設図、~~道路交通の処理方法~~、~~管きょ内と地上との連絡方法~~等）
③酸素欠乏空気・有毒ガス対策
④作業中の安全確保（作業中止基準、作業再開基準、退避手順、安全器具等の配置、情報収集と伝達方法、資機材の取扱等）

オ　その他　監督職員の指示する事項

(2)　調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしなければならない。

(3)　調査時間

調査に当たっては、道路使用許可条件を厳守しなければならない。

(4)　ＴＶカメラによる調査

ア　調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めなければならない。

イ　本管の調査は、原則として上流から下流に向け、ＴＶカメラを移動させながら行わなければならない。

ウ　本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら全区間撮影し、収録しなければならない。
異常箇所、~~取付管口~~等の必要箇所については、側視撮影し、鮮明な画像を収録しなければならない。

エ　本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定しなければならない。

~~オ　取付管部の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。~~

カ　管内に異状が発見された場合は、モニターから写真撮影を行わなければならない。
これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を受けなければならない。

~~(5)　目視による調査~~

~~ア　内径800㎜以上~~

~~調査する場合は、本管内に調査員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継ぎ手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良個所を調査し写真撮影及びビデオへの収録を行うものとする。本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。~~

~~写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて撮影すること。~~

~~なお、調査内容は、ＴＶカメラによる調査に準ずるものとする。~~

~~(6)　人孔目視調査~~

~~本管ＴＶカメラ調査にあたり、目視による人孔内の不良箇所の確認を行い、人孔毎に写真撮影及び記録表を作成しなければならない。調査記録表（別記様式第２号）の項目の内、監督職員が指示する項目について記録すること。また、不良箇所、不良内容とその程度（ランク）がわかる集計表を作成しなければならない。~~

~~(7)　人孔の写真撮影~~

~~人孔目視調査にあたり、人孔内の状況等を写真撮影すること。(設置場所が判る遠景の写真、蓋の模様が判る近景写真（蓋をしたまま）及び人孔内部の状況写真を人孔毎に各１枚と、さらに不良箇所が有れば、不良箇所毎の近景写真を全て撮影する）~~

~~(8)　取付管調査~~

~~ア　調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めなければならない。~~

~~イ　調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック、漏水、取付管口等に十分注意しながら、写真撮影を行わなければならない。~~

~~ウ　不良箇所の位置表示は、公共汚水桝中心からの距離とする。~~

~~エ　取付管毎に取付管調査報告書（別記様式第３号）を作成すること。また、不良箇所及び不良内容が分かる集計表を作成すること。集計表には、各戸の宅名や会社名を記入し、調査不可の箇所は、不可の理由を記入しなければならない。~~

~~オ　調査済み箇所と未調査箇所が分かるように下水道台帳図を基に調査平面図を作成しなければならない。未調査箇所については、調査できなかった理由（留守、蓋固着、化粧蓋、ます不明など）を一覧表で分かり易く整理し、提出すること。なお、下水道台帳図が現地と異なっている場合は、監督職員と協議の上、修正を加えなければならない。~~

~~(9)　公共汚水桝の写真撮影~~

~~取付管ＴＶカメラ調査にあたっては、すべての公共汚水桝について、設置場所が分かる遠景写真、桝内部の状況が分かる写真（表面を上にした桝蓋を横に置いた状態）を１枚ずつ撮影しなければならない。また、不良箇所があった場合は、不良箇所毎の近景写真を撮影しなければならない。~~

~~なお、公共汚水桝の不良箇所は取付管調査報告書の汚水桝調査欄に記入し、公共汚水桝のみの調査表は作成しなくてよい。~~

(10)　異常時の処置

調査の続行が困難となったときは、ただちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因状況を把握しなければならない。

3.3　報告書

(1)　調査結果は、別添「調査報告書記載要領」により、報告書を作成し、提出しなければならない。

(2)　調査結果をＴＶモニターからビデオテープに収録する場合、提出する成果品については、ＤＶＤに整理・複製したうえで提出しなければならない。

第４章　その他

4.1　環境対策

(1)　業務により周辺への汚泥飛散、悪臭が認められ、周辺住居等に支障が生じた場合には、業務を一時中断して、散水等の必要な措置を講じなければならない。さらに、周辺住居等への支障が頻繁に認められる場合は、速やかに監督職員に報告し、協議を行わなければならない。

(2)　業務用機械の日常整備を行い、また、過負荷運転、空ぶかし等を避けるなど、大気質への配慮を含めた作業教育を徹底しなければならない。

4.2　調査記録写真

受託者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には工種ごとに工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、報告書とともに監督職員に提出しなければならない。

(1)　撮影は、調査延長２００m程度に対して１箇所の頻度で保安施設の状況、ＴＶカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督職員が指定する内容について行わなければならない。

(2)　写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名等を明記した黒板を入れて撮影しなければならない。

(3)　一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせることとする。

(4)　写真はカラー撮影とする。

4.3　電子媒体のウイルス対策について

成果物として提出する電子媒体（ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ）は、最新のウイルス対策ソフトでチェックし、ラベル面に下記の項目を明記しなければならない。

ア　「ウイルスチェックソフト名」の正式名称（バージョン等まで）

イ　「ウイルス定義」の年月日またはパターンファイル名

ウ　「ウイルスチェックソフト」によるチェックを行った年月日

エ　「フォーマット形式」ＩＳＯ9660(レベル1)

4.4　その他

(1)　調査個所において、雨水管渠施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告しなければならない。

(2)　設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理しなければならない。

(3)　その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理しなければならない。

(4)　調査後すみやかに調査数量を精査し、設計数量に対する調査数量の増減を監督職員に報告するとともに、設計変更の要否および内容について協議しなければならない。

－別　添－

調査報告書記載要領

１　一般事項

(1)　報告書は、この要領に従い作成すること。
(2)　様式は、A4版横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
(3)　表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、委託者名、受託者名等を記入すること。また、背表紙にも記入すること。

２　記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

(1)　本管ＴＶカメラ調査
① 調査目的
② 調査概要
③ 位置図
④ 調査箇所図
⑤ 調査総括表
⑥ 調査集計表
⑦ 調査記録表
⑧ 考察（緊急度の判定、異常箇所の内容と原因等）
⑨ 調査記録写真

なお、⑤～⑦の様式は、「下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020年版」（公益社団法人日本下水道協会）P184～189に準じること。

~~(2)　本管内目視調査~~

~~本管ＴＶカメラ調査に準ずる。~~

~~(3)　人孔目視調査~~

~~調査記録表（別記様式第２号）と集計表と調査記録写真を提出すること。なお、集計表の様式は、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）平成25年6月」（公益社団法人日本下水道協会）P76に準じること。~~

~~(4)　取付管調査~~

~~取付管調査報告書（別記様式第３号）と集計表と調査記録写真を提出すること。なお、集計表の様式は、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）平成25年6月」（公益社団法人日本下水道協会）P85に準じること。調査不可の箇所は、不可の理由を記入すること。~~

~~(5)　桝調査~~

~~調査記録写真を提出すること。調査結果は、取付管調査報告書内に記入すること。なお、集計表の様式は、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）平成25年6月」（公益社団法人日本下水道協会）P84に準じること。調査不可の箇所は、不可の理由を記入すること。~~

別記様式第1号

令和　　年　　月　　日

不当介入（不当要求／業務妨害）事案通報書

滋賀県警察署長　様
大津市長　様　　（報告者）

※ 取扱警察	滋賀県　　警察署　　課

受託者	所在地	（本社）　電話（　）　－ ＦＡＸ（　）　－
		（現場事務所）　電話（　）　－ ＦＡＸ（　）　－
	名　称	
	代表者	（現場事務所の代表者）
	通報者等	（通報者の職・氏名）　電話（　）　－
		（対応者） 所属会社名　電話（　）　－
		氏　名
		役　職
不当介入の行為者	住　所	電話（　）　－ ＦＡＸ（　）　－
	所　属	
	役　職	
	氏　名	
発生日時・場所	令和　　年　　月　　日　　時　　分頃	
	〔元請・下請〕（下請の場合は、現場事務所の所在地）　電話（　）　－ ＦＡＸ（　）　－	
工事件名		
不当介入の内容・被害の状況		
警察への通報の状況	（警察への通報）　有・無	
	（通報先警察署）　滋賀県　　警察署　　課	
	（通報日時）　令和　　年　　月　　日　　時　　分頃	

注１　第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
２　不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
３　下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受託者が聞取り調査をして記入し、通報すること。
４　※の欄は、警察署において記入すること。

別記様式第２号

調　査　記　録　表

調査年月日		天候		記録者		下水道台帳図番号	
マンホール番号		処理区名		処理分区名			

場所設置	道路種別	○国道 ○県道 ○市道 ○私道 ○その他（　）					
	舗装種別	○アスファルト ○コンクリート ○インターロッキング ○未舗装 ○その他（　）					
	歩車道	○歩道 ○車道 ○その他（　）	道路幅員	○≧5.5m ○<5.5m	大型車通行	○有 ○無	
ふた	区分	○汚水 ○雨水 ○合流 ○不明	設置年度	年度	経過年数	年	
	ふた径	○300 ○600 ○900 ○その他（　）	材質	○FC ○FCD ○コンクリート ○塩ビ ○その他			
	種類	○T-25 ○T-20 ○T-14 ○T-8 ○その他（　）					
	メーカー名	○ヒンデ ○カネソウ ○ヨド ○不明 ○その他（　）		防蝕 ○有 ○無	タイプ		
	転落防止機能の有無	○有 ○無	浮上防止機能の有無	○有 ○無	鍵	○片ロック ○両ロック ○無	
	周辺舗装	□異常なし	□クラック	□穴	□枠-As隙間あり	段差測定値　mm	

マンホール	種別				その他（　）		
	人孔深	m	段差落差	○無 ○有	中床板有無	○無 ○有	腐食の恐れ ○無 ○有
	ステップ	不良数(　)	本数(　)	腐食(　)	破損(　)	欠損(　)	その他　
	調整コンクリート	高さ					
	調整リング	50mm					
	酸素濃度(%)						

マンホール異常内容	斜壁	高さ　](　)
	直壁	高さ　](　)
	インバート	破損(　](　)
	堆積状況	土砂(　](　)
	下流管口	破損(　](　)
	上流管口1	時　](　)
	副管1	○無　](　)
	上流管口2	時 破損(　) クラック(　) ずれ(　) 浸入水(　) 土砂(　) 油脂(　) その他　
	副管2	◉無 有(　○内副管 ○外副管) 詰り(　) 破損(　) その他　
	上流管口3	時 破損(　) クラック(　) ずれ(　) 浸入水(　) 土砂(　) 油脂(　) その他　
	副管3	◉無 有(　○内副管 ○外副管) 詰り(　) 破損(　) その他　

（注意）

本 Word 上の表は無理矢理貼り付けたので、解像度が低く印刷時に不鮮明になります。

紙出力、入札資料作成の際は別添の PDF ファイル「別記様式 2,3_調査記録表,取付管調査報告書.pdf」をお使いください。

ふた部判定				調査結果 A	B	C	D	E
	(1) 設置基準による判定	（1）耐荷重種類別	ふたの耐荷重は適正か？					
		（2）浮上防止機能	浮上防止装置は設置されているか？					
		（3）転落防止機能	転落防止装置（飛散時）は設置されているか？					
	(2) 損傷劣化による判定	（1）外観	ふた面にクラック及び欠けは有るか？					
		（2）がたつき	がたつきは有るか？					
		（3）表面磨耗	表面磨耗の程度はどれくらいか？					
		（4）腐食	鋳出しの表示は鮮明か？ふた開閉はスムーズか？					
		（5）機能の作動 浮上防止	浮上防止機能は正常か？					
		（5）機能の作動 かぎ構造	かぎは正常か？					
		（5）機能の作動 転落防止	転落防止梯子は正常か？					
		（5）機能の作動 開閉機能	開閉機能の作動は正常か？					
		（6）その他	ふた・枠間の段差はあるか？					
		（6）その他	高さ調整部の損傷（欠け・充填不良・クラック）はあるか？					●
		（6）その他	周辺舗装の損傷はあるか？					
		（6）その他	ふたと周辺舗装の段差はあるか？					●
	集計欄			0	0	0	0	2

措置判定	判定結果	措置内容	措置実施日

備考	

別記様式第３号

取　付　管　調　査　報　告　書

No.

業　務　名　称	
委　託　場　所	
調査年月日（西暦）	

人　孔　区　間	MHNo.	～MHNo.		宅　地　名	
桝　番　号				取付管延長	m
取付け管種				取付管本数	本
ま　す　種　別				取付け管径	φ
ま　す　蓋　材　質		ます径(mm)		ます深(m)	m

未調査理由		DVDNo.	
継手数			
継手内部　容			
ランク			
距　離			
写真No.			
管本数			
取付け管内部　容			
ランク			
距　離	始		
	終		
写真No.			

（注意）

本 Word 上の表は無理矢理貼り付けたので、解像度が低く印刷時に不鮮明になります。

紙出力、入札資料作成の際は別添の PDF ファイル「別記様式 3,4_調査記録表,取付管調査報告書.pdf」をお使いください。

	写真No.	箇　所	内　容	ランク
汚水桝調査				

| 備　考 | | | | |